

News Release

2026年6月17日

チューリッヒの変額保険「フューチャーリンクⅡ」「フューチャーリンク定期」を 2026年8月3日より同時発売



チューリッヒ生命保険株式会社（代表取締役社長：太田健自）は、2026年8月3日（月）より、「チューリッヒの変額保険 フューチャーリンクⅡ」^{※1}（以下、フューチャーリンクⅡ）および、「チューリッヒの変額保険 フューチャーリンク定期」^{※2}（以下、フューチャーリンク定期）の2商品を同時に発売します。

2025年4月に発売した「フューチャーリンク」は、“万が一の際の保障を確保しながら将来に向けた資産づくりをサポートすることにより、お客さまの豊かで明るい「未来」と「リンク」する商品”をコンセプトに開発された変額保険で、販売開始以降、多くのお客さまにご支持をいただいています。

今般、さらにお客さまに当社の変額保険を選んでいただけるよう、お客さまのニーズに合わせてよりパワーアップした商品へと進化した「フューチャーリンクⅡ」および、企業のニーズに寄り添った保障と資産形成をサポートする「フューチャーリンク定期」の提供を開始します。

フューチャーリンクⅡのポイント

① 85歳満了が登場

より長期の保障と運用期間を確保することで、将来の運用結果に応じた選択肢を増やすことが可能になります。

② お手頃な保険料

③ 保険料払込免除の特約がパワーアップ

保険料払込免除の事由と保障範囲が広がりました。保障範囲の型に応じて、3大疾病だけでなく所定の障害状態やその他疾病にも備えることができます。

フューチャーリンク定期のポイント

① 法人契約専用商品

割安な保険料で大きな保障を準備したい企業のニーズにお応えします。

② こだわりの特別勘定はそのまま！

ご好評をいただいているフューチャーリンクの9つの特別勘定と同様のラインナップを提供します。

③ 柔軟な設計が可能

保険期間はお客さまのニーズに合わせて70歳から100歳まで1歳刻みで設定することが可能です。企業の成長ステージや目的に合わせて活用できます。

本商品の詳細は、別紙資料をご参照ください。

※1 正式名称：変額保険（有期型）（Z02）

※2 正式名称：変額保険（定期型）

本件に関するお問い合わせ先

チューリッヒ生命保険株式会社 コーポレート・コミュニケーション部

広報担当：鈴木、北村、福山

TEL：03-6832-1612 Mail：zlpr@zurich.co.jp

チューリッヒ生命保険株式会社について

チューリッヒ生命保険株式会社は、チューリッヒ・インシュアランス・グループの日本における生命保険事業の主要拠点として1996年に開設した日本支店の会社形態を日本法人へ変更し、2021年4月より営業しています。

主に働き盛りの世代からシニア世代の方々に、「革新的な保障性商品」と「高品質なサービス（Z.Q.:チューリッヒ・クオリティー）」を乗合代理店、銀行窓販およびインターネットなど、「お客様にとって利便性の高い選択権の活かせるチャネル」を通じて、ご提供しています。

チューリッヒ・インシュアランス・グループについて

チューリッヒ・インシュアランス・グループ（以下「チューリッヒ」）は、150年以上の歴史を有する世界有数の保険会社で、200以上の国と地域で8,200万人以上のお客さまにサービスを提供し、業界をリードする株主総利回りを実現しています。

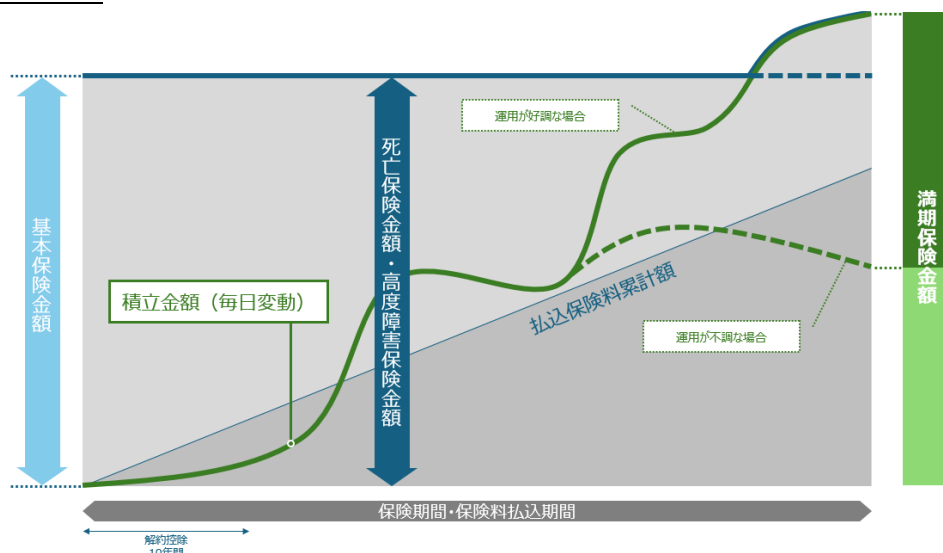
チューリッヒは「明るい未来をともに創造する」というパーパスを掲げ、従来の保険を超えるプロテクションサービスを通じてお客さまの支援とレジリエンスの構築に寄与しています。また、2020年よりブラジルの大西洋森林の再生と生物多様性の回復を支援する「チューリッヒ・フォレスト・プロジェクト」を展開しています。

チューリッヒはスイスのチューリッヒ市に本社を置き、65,000人以上の従業員を有しています。チューリッヒ・インシュアランス・グループ・リミテッド（銘柄コード：ZURN）はスイス証券取引所に上場しており、米国預託証券プログラム（銘柄コード：ZURVY）のレベルIIに分類され、OTCQXにて店頭取引されています。当グループに関する詳しい情報はwww.zurich.comをご覧ください。

【別紙資料】

1. 「フューチャーリンクⅡ」について

(1) 仕組み図



※ 記載の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額などを保証するものではありません。

(2) 取り扱い内容

項目	内容
商品名	チューリッヒの変額保険 フューチャーリンクⅡ
正式名称	変額保険（有期型）（Z02）
契約年齢（被保険者）※3	0歳～満70歳
基本保険金額	100万円～5億円※4 ※5
基本保険金額の設定	保険金額建／保険料建
保険期間・保険料払込期間※6	歳満了：50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳満了 年満了：10年・15年・20年・25年・30年満了
保険料払込方法※7	全期払（月払・年払）
最低保険料	月払：5,000円／年払：50,000円
販売チャネル（予定）	募集代理店

※3 保険料払込免除特約（変額保険用）Ⅰ型を付加する場合は、満6歳～満70歳まで、Ⅱ型またはⅢ型を付加する場合は満20歳～満55歳までとなります。

※4 年齢・収入・職業等により基本保険金額を制限させていただくことがあります。

※5 保険料払込免除特約（変額保険用）を付加した場合、基本保険金額は1被保険者あたり3,000万円が限度となります。

※6 保険期間・保険料払込期間は、被保険者の契約年齢から10年以上が必要です。

※7 年払の場合には、「年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則」を適用します。

(3) 保障内容<主契約>

① 保障内容

保険金種類	支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態に該当したとき
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき

- 死亡保険金または高度障害保険金の保険金額は、基本保険金額または支払事由が発生した日の積立金額のいずれか大きい額
- 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。

② 保険料払込免除

保険料払込免除の事由	保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態に該当したとき	① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ② 被保険者の犯罪行為によるとき ③ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ④ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- 以下の事由で免除事由に該当しても、保険料の全部または一部を免除しない場合があります。
 - ・地震、噴火または津波によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

(4) 保障内容<特約>

① 保険料払込免除特約（変額保険用）

被保険者が、以下のいずれかの状態となったとき、以後の保険料の払い込みが不要となります。

【保障範囲の型】

保障範囲の型について、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型のいずれかを指定する必要があります。

保障範囲の型	保険料払込免除の事由
Ⅰ型	① ガン（上皮内新生物を含む）と診断確定されたとき ② 心疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ③ 脳血管疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき
Ⅱ型	① ガン（上皮内新生物を含む）と診断確定されたとき ② 心疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ③ 脳血管疾患を発病し、その治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ④ 国民年金法にもとづき、障害等級1級または2級（精神の障害は1級のみ）に認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき

保障範囲の型	保険料払込免除の事由
Ⅲ型	① ガン（上皮内新生物を含む）と診断確定されたとき ② 心疾患を発病し、その治療のため、1 日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ③ 脳血管疾患を発病し、その治療のため、1 日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ④ 国民年金法にもとづき、障害等級 1 級または 2 級（精神の障害は 1 級のみ）に認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき ⑤ 腎疾患を発病し、その治療のため、継続 20 日以上 ^{※8} の入院をしたとき、または手術を受けたとき ⑥ 肝疾患を発病し、その治療のため、継続 20 日以上 ^{※8} の入院をしたとき、または手術を受けたとき ⑦ 膵疾患を発病し、その治療のため継続 20 日以上 ^{※8} の入院をしたとき、または所定の慢性膵炎による手術を受けたとき ⑧ 糖尿病を発病し、その治療のため継続 20 日以上 ^{※8} の入院をしたとき、所定の糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき、または所定の糖尿病性壊疽の治療のため切断術を受けたとき ⑨ 高血圧性疾患を発病し、所定の大動脈瘤等または四肢の動脈閉塞症の治療のため継続 20 日以上 ^{※8} の入院をしたとき、所定の大動脈瘤等の治療のため手術を受けたとき、所定の大動脈瘤等が破裂したと診断されたとき、または所定の四肢の動脈閉鎖症の治療のため血行再建手術を受けたとき

※8 継続日数が 20 日に満たない場合、最初の入院の退院日の翌日から 30 日以内の同一疾病の転入院・再入院は継続した 1 回の入院とみなします。

② 年金支払特約（Z02）

保険契約の保険金等を年金の方法により支払います。

③ 年金移行特約

保険契約の全部または一部について、将来の死亡保障等に代えて、年金の支払いを行います。

④ リビングニーズ特約

余命 6 ヶ月以内と判断された場合、基本保険金額の全部または一部を受け取ることができます。

※契約者が法人の場合は付加できません。また、契約者貸付がある場合は、その元利金を特約保険金から差し引きます。

（5）月払保険料例

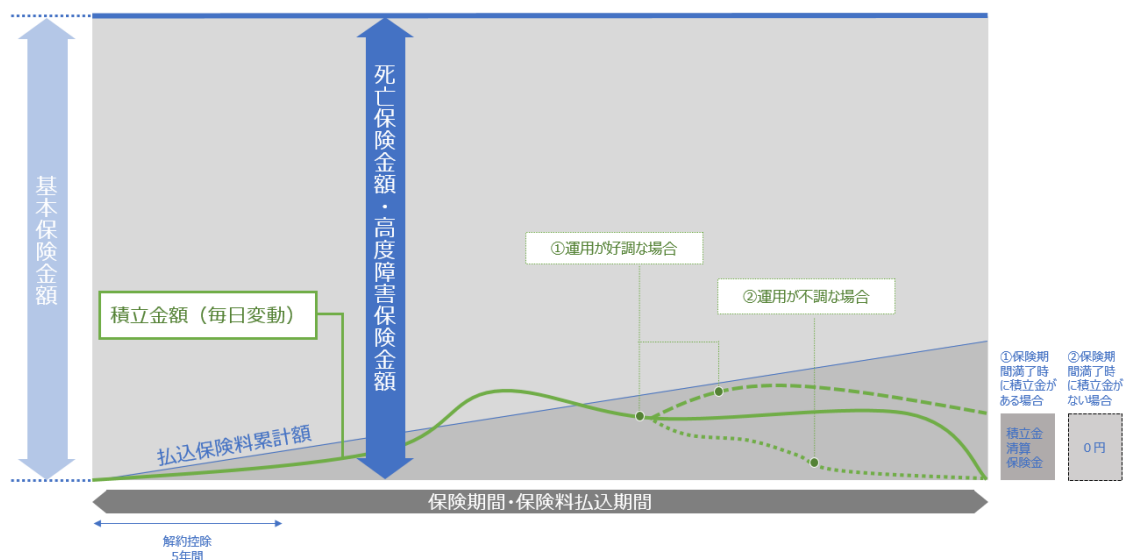
基本保険金額：1,000 万円

性別	契約年齢	保険料払込免除特約（変額保険用） I 型を付加しない場合			保険料払込免除特約（変額保険用） I 型を付加した場合		
		保険期間・保険料払込期間			保険期間・保険料払込期間		
		65 歳満了	70 歳満了	80 歳満了	65 歳満了	70 歳満了	80 歳満了
男性	20 歳	11,200 円	9,800 円	7,800 円	11,800 円	10,400 円	8,600 円
	30 歳	16,500 円	13,900 円	10,700 円	17,600 円	15,100 円	12,200 円
	40 歳	26,500 円	21,300 円	15,600 円	28,900 円	24,000 円	18,800 円
	50 歳	51,200 円	36,700 円	23,800 円	56,500 円	42,700 円	30,900 円

性別	契約年齢	保険料払込免除特約（変額保険用） I型を付加しない場合			保険料払込免除特約（変額保険用） I型を付加した場合		
		保険期間・保険料払込期間			保険期間・保険料払込期間		
		65歳満了	70歳満了	80歳満了	65歳満了	70歳満了	80歳満了
女性	20歳	10,900円	9,400円	7,200円	11,800円	10,300円	8,100円
	30歳	16,300円	13,500円	9,900円	18,000円	15,200円	11,600円
	40歳	26,000円	20,600円	14,400円	28,900円	23,500円	17,400円
	50歳	50,300円	35,600円	21,900円	54,900円	40,200円	26,700円

2. 「フューチャーリンク定期」（法人契約専用商品）について

（1）仕組み図



※ 記載の図はイメージであり、将来の積立金額、死亡保険金額、高度障害保険金額などを保証するものではありません。

（2）取り扱い内容

項目	内容
商品名	チューリッヒの変額保険 フューチャーリンク定期
正式名称	変額保険（定期型）
契約者	法人
契約年齢（被保険者）	満 15 歳～満 75 歳
基本保険金額	100 万円～5 億円 ^{※9※10}
基本保険金額の設定	保険金額建

保険期間・保険料払込期間 ^{※11}	70歳～100歳満了（1歳刻み）
保険料払込方法 ^{※12}	全期払（月払・年払）
最低保険料	月払：5,000円／年払：50,000円
販売チャネル（予定）	募集代理店

※9 年齢等により基本保険金額を制限させていただくことがあります。

※10 保険料払込免除特約（変額保険用）を付加した場合、基本保険金額は1被保険者あたり3,000万円が限度となります。

※11 保険期間・保険料払込期間は、被保険者の契約年齢から10年以上が必要です。

※12 年払の場合には、「年払契約の保険料を分割し、毎月特別勘定に繰り入れる取扱に関する特則」を適用します。

(3) 保障内容＜主契約＞

① 保障内容

保険金種類	支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態に該当したとき

- 死亡保険金または高度障害保険金の保険金額は、基本保険金額または支払事由が発生した日の積立金額のいずれか大きい額
- 被保険者が戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当した場合は、死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うことがあります。
- 保険期間満了時に積立金があり、かつ、被保険者が保険期間満了時まで生存されているときは、その積立金を積立金清算保険金として保険契約者にお支払いします。ただし、この保険契約の積立金清算保険金額はゼロとなる前提で設計されているため、その前提を上回ることとなる特別勘定の運用実績とならない限りは、積立金清算保険金のお支払いはありません。

② 保険料払込免除

保険料払込免除の事由	保険料の払込を免除しない場合
被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態に該当したとき	① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ② 被保険者の犯罪行為によるとき ③ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ④ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑤ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

- 以下の事由で免除事由に該当しても、保険料の全部または一部を免除しない場合があります。
 - ・地震、噴火または津波によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

(4) 保障内容<特約>

① 保険料払込免除特約（変額保険用）

被保険者が、以下のいずれかの状態となったとき、以後の保険料の払い込みが不要となります。

保障範囲の型	保険料払込免除の事由
I 型	① ガン（上皮内新生物を含む）と診断確定されたとき ② 心疾患を発病し、その治療のため、1 日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき ③ 脳血管疾患を発病し、その治療のため、1 日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき

② 年金支払特約（Z02）

保険契約の保険金等を年金の方法により支払います。

③ 年金移行特約

保険契約の全部または一部について、将来の死亡保障等に代えて、年金の支払いを行います。

④ リビングニーズ特約

余命 6 ヶ月以内と判断された場合、基本保険金額の全部または一部を受け取ることができます。

※契約者が法人の場合は付加できません。（個人契約に契約者変更後、付加可能）また、契約者貸付がある場合は、その元利金を特約保険金から差し引きます。

(5) 月払保険料例

基本保険金額：1 億円

性別	契約年齢	保険期間・保険料払込期間		
		70 歳満了	80 歳満了	90 歳満了
男性	20 歳	29,000 円	40,000 円	66,000 円
	30 歳	36,000 円	53,000 円	85,000 円
	40 歳	50,000 円	74,000 円	115,000 円
	50 歳	74,000 円	109,000 円	169,000 円
女性	20 歳	20,000 円	25,000 円	45,000 円
	30 歳	26,000 円	33,000 円	58,000 円
	40 歳	33,000 円	42,000 円	76,000 円
	50 歳	44,000 円	60,000 円	106,000 円

3. フューチャーリンクⅡ/フューチャーリンク定期 共通事項

(1) 特別勘定の種類 (全9種類)

	特別勘定名	主な投資対象 (投資信託)	運用方針	運用会社
1	日本株式型 (アクティブ)	三菱 UFJ 日本株オープン 「35」VA	・日本の株式を実質的な主要投資対象とし、「企業の成長性」に着目して厳選した「35 銘柄」に主に投資を行い、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) を上回る投資成果を目指します	三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社
2	日本株式型 (インデックス)	TOPIX インデックスファンド V (適格機関投資家限定)	・日本の株式を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式の指標である東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に連動する投資成果を目指します	三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社
3	世界株式型 (アクティブ I)	DWS クロッキー・ セクター・プラス	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各国 (米国、欧州、日本) の主要な株式市場に上場されている銘柄 (金融セクターを除く) を投資対象とし、MSCI ワールド・バリュー・インデックスを上回る投資成果を目指します ・ドイツ銀行グループの株式分析手法「クロッキーモデル」を活用したクロッキー・セクター戦略に基づき、原則として割安と判断される3つのセクターを選択し、各セクターで割安と考えられる10銘柄程度を選択し、30銘柄程度に投資を行います ・組入銘柄への各投資比率は概ね均等とすることを基本とします。組入銘柄の見直し、投資比率の調整は、原則として3か月毎に行い、その時点でクロッキー・セクター戦略に基づき割安と考えられる銘柄に投資します ・原則として為替ヘッジは行いません 	DWS インベ ストメント GmbH & DWS インベ ストメンツ ユー ケー リミテッド
4	世界株式型 (アクティブ II)	JP モルガン・ グローバル・セレクト 株式・ アクティブ ETF	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の先進国株式に幅広く投資し、長期的なファンド資産の成長を目指します。企業収益の成長性とバリュエーションにおいて魅力度の高い銘柄を選別し、投資地域や業種配分において過度に偏ることなく、分散されたポートフォリオとなるように、ベンチマークである MSCI ワールド・インデックスと同等の投資割合を維持します ・原則として為替ヘッジは行いません 	J.P.モルガン・イ ンベストメント・ マネージメント・ インク (米国 法人)
5	外国株式型 (インデックス)	JDF インデックス・フ ァンド外国株式 I (適格機関投資家 専用)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を除く先進国の株式市場を代表する指数 (MSCI コクサイ指数 (税引後配当込み、国内投信用、円建て)) に連動する投資成果を目指します ・原則として為替ヘッジは行いません 	ブラックロック・ ジャパン株式 会社
6	日本債券型	日本短期債券 ファンド VA (適格機関投資 家限定)	・日本短期債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 短期インデックスをベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します	三菱 UFJ アセ ットマネジメント 株式会社
7	外国債券型	外国債券インデッ クス・ファンド VA (適格機関投資 家専用)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とし、FTSE 世界国債インデックス (除く日本、国内投信用円ベース) に連動する運用成果を目指します ・原則として為替ヘッジは行いません 	ブラックロック・ ジャパン株式 会社

8	バランス型 (マルチアセット)	ピクテ・マルチアセット・アロケーション・ファンド(適格機関投資家専用)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を含む世界の株式および債券、オルタナティブ戦略等への投資ならびにデリバティブ取引を行い、ファンド資産の増加を図ります。様々なアセット・クラス(資産)への分散投資と投資戦略を活用し、市場環境に応じて資産配分を機動的に変更することで、下落リスクを低減しつつ中期的に安定した収益の獲得を目指します。ベンチマークは設定していません 	ピクテ・ジャパン株式会社
9	バランス型 (インデックス)	三菱 UFJ バランス VA60D (適格機関投資家限定)	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、マザーファンドを通じて国内株式 40%、外国株式 20%、国内債券 30%、外国債券 10%の比率で配分した基本ポートフォリオをもとに分散投資を行い、個別資産毎におけるパッシブ運用を行います。TOPIX、MSCI コクサイ・インデックス、NOMURA-BPI 総合指数、FTSE 世界国債インデックス (除く日本) を、独自に指数化した合成インデックスをベンチマークとして、ベンチマークと同程度の投資成果をあげることを目指します ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません 	三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社

- ※ 特別勘定の種類とその運用スキーム、運用方針および運用会社については、今後変更することがあります。
 ※ すでに設定された特別勘定を廃止、または複数の特別勘定を統合することがあります。

(2) 本商品のご検討にあたって、特にご確認いただきたい事項

① 投資リスクについて

- この保険は積立金額、解約払戻金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスクなどがあります。これらのリスクは契約者に帰属し、契約者が損失を被ることがあります。
- 契約を解約した場合の解約払戻金額や満期保険金額などが払込保険料総額を下回る場合があります。（解約払戻金額および満期保険金額に最低保証はありません）
- 特別勘定における資産運用の結果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、チューリッヒ生命または第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

② お客さまにご負担いただく費用について

<保険料払込時および保険期間中にご負担いただく費用>

■ 保険関係費

保険関係費とは、お払い込みいただいた保険料もしくは積立金から控除される諸費用です。

項目	取扱内容
① 保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰り入れの際に保険料から控除します。 また、積立金額に対して最大で年率 0.75% (0.75%/12 カ月)
② 基本保険金額保証に関する費用	を乗じた金額を、月単位の契約応当日始に積立金から控除
③ 特別勘定の管理に必要な費用	します。

④死亡保障などに必要な費用 (危険保険料)	月単位の契約応当日始に積立金から控除します。
⑤保険料払込免除に関する費用	保険料に対して 0.2%を乗じた金額を、特別勘定への繰り入れの際に保険料から控除します。 ※このほか、保険料払込免除特約(変額保険用)を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用(被保険者の性別、年齢などにより異なる。)を保険料から控除します。

- 保険関係費(上表①～⑤)の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。
- 年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

■ 運用関係費

特別勘定名	費用(信託報酬)	ご負担いただく時期
日本株式型 (アクティブ)	投資信託の純資産額に対して 年率 0.9020%	投資信託の純資産総額 から毎日控除します
日本株式型 (インデックス)	投資信託の純資産額に対して 年率 0.0715%	
世界株式型 (アクティブ I)	投資信託の純資産額に対して 年率 0.5000%	
世界株式型 (アクティブ II)	投資信託の純資産額に対して 年率 0.4700%	
外国株式型 (インデックス)	投資信託の純資産額に対して 年率 0.1650%程度	
日本債券型	投資信託の純資産額に対して 年率 0.0660%	
外国債券型	投資信託の純資産額に対して 年率 0.0825%	
バランス型 (マルチアセット)	投資信託の純資産額に対して 年率 0.3685% + 投資先の投資信託費用* 合計最大 1.241%程度	
バランス型 (インデックス)	投資信託の純資産額に対して 年率 0.3520%	

- 運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む信託報酬等を記載しています。
- 運用関係費には、運用管理費用のほか、有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、信託財産留保額、監査報酬および税金などがかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。これらの費用が発生する場合は、各特別勘定のユニットプライスに反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的にご負担いただくこととなります。
- 運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

※ 市場環境により積極的に投資信託の組入比率の見直しを行いますので、その組入状況により変動します。

<解約・減額等への変更時にご負担いただく費用>

■ 解約控除

商品	費用	ご負担いただく時期
フューチャーリンクⅡ	解約日または減額日における保険料払込年月数 ^{※13} が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数 ^{※13} により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します
フューチャーリンク定期	解約日または減額日における保険料払込年月数 ^{※13} が5年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数 ^{※13} により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します

- 解約控除額は保険料払込年月数^{※13}、契約年齢、性別、保険期間、経過年数などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
- 保険料払込年月数^{※13}が各商品の規定年数未満の場合、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険への変更にも解約控除がかかります。
- 契約後、短期間で解約された場合は解約控除額が大きくなり、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

※13 年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数

<積立金の移転に際し、ご負担いただく費用>

項目	費用	ご負担いただく時期
積立金移転費用	1年（保険年度）につき、12回までの移転は無料 13回目以降、インターネットによる移転申し込みの場合、1回につき800円 書面による移転申し込みの場合、1回につき2,000円	積立金移転時に積立金から控除します

- 積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。
- 積立金移転費用は、将来変更される可能性があります。

<年金支払特約（Z02）、年金移行特約による年金支払期間中にかかる費用>

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用 年金額に対して1.0% ^{※14}	年金支払日に責任準備金から控除します

※14 記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。

③ その他ご留意事項について

- お客さまが積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクなどが異なることとなりますのでご注意ください。
- 特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」をご確認ください。